

## 川内駅東西自由通路「つんひろば」PRブース利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川内駅東西自由通路の一部を活用し、市民や観光客の憩いの場として整備した「つんひろば」内におけるPRブース（以下「PRブース」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(PRブースの場所)

第2条 PRブースの場所は、別図のとおりとする。

(利用者の資格)

第3条 PRブースを利用することができる者は、市内事業者、市内各種団体及び本市に縁のある団体等で、次に掲げるいずれにも該当しない者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 反社会的勢力等の排除に関する関係法令等に違反する者
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に関係する者
- (4) 全各号に掲げる者のほか、市長が利用許可をすることが適当でないとする者

(利用目的)

第4条 PRブースは、市内の観光施設、イベント及び物産等に関し、次に掲げる活動を行う利用者限り利用を許可する。

- (1) 資料の配布
- (2) PRグッズの配布
- (3) 商品販売
- (4) その他、本市の地域振興に寄与する活動

2 前項の内容に応じて関係機関（保健所等）への申請・届出が必要な場合は、利用者において行うものとする。

(利用期間等)

第5条 PRブースの利用期間は、原則、1週間以内とする。ただし、市長が適当と認める場合はその限りではない。

2 PRブースの利用時間は、原則、つんひろばの開園時間である9時から18時の範囲内とする。

(利用申請)

第6条 PRブースの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の2週間前までに、川内駅東西自由通路「つんひろば」PRブース利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、川内駅東西自由通路「つんひろば」PRブース利用許可書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第8条 PRブースの利用料は無料とする。ただし、電気使用料等に係る実費相当額の負担を求めることができる。

(利用終了報告)

第9条 利用者は、利用終了後1週間以内に、川内駅東西自由通路「つんひろば」PRブース利用終了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(禁止行為)

第10条 利用者は、PRブースにおいて次に定める行為をしてはならない。

- (1) PRブースの改造又は模様替えを行うこと。
- (2) 商品購入及び契約の強要を行うこと。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 火災、爆発その他危険を生じるおそれがある行為をすること。
- (5) 騒音を発する等他人の迷惑となる行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、PRブースの利用にふさわしくない行為をすること。

(許可の取消し)

第11号 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する禁止行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、PRブースの利用が終了したとき又は利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者の責に帰する理由により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 PRブースの利用により生じた事故又は損害について、市長はその責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月23日から施行する。